

目黒区障害者自立支援協議会運営要綱

制定 令和6年4月1日付け目健障施第5065号

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区付属機関の設置に関する条例（令和6年3月目黒区条例第9号）別表の規定により設置する目黒区障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 困難事例や地域の現状、課題等の情報共有と情報発信に関すること。
- (2) 地域の関係機関による連携体制の構築に関すること。
- (3) 障害福祉サービス等の提供のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他障害福祉の増進に必要な事項の協議を行うこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者について区長が委嘱するおおむね20名程度の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 障害者団体が推薦する者
- (5) 障害当事者
- (6) 就労支援機関の職務に従事する者
- (7) 教育機関の職務に従事する者
- (8) 保健医療機関の職務に従事する者
- (9) 民生児童委員
- (10) 権利擁護関係者
- (11) 基幹相談支援センターを管理する者
- (12) 地域生活支援拠点に従事する者
- (13) 区職員のうち別表に掲げる職にある者
- (14) その他区長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(除斥)

第6条 委員は、審議内容に利害関係のあるときは、その議事に加わることはできない。ただし、協議会の同意を得たときには、会議に出席し、発言することができる。

(運営会議)

第7条 会長は、協議会の運営に関して必要があると認めるときは、運営会議を開催することができる。

2 運営会議の構成員は、会長、副会長、次条に規定する部会長及び第9条に定める事務局とし、会長が招集する。

3 会長は、必要があると認めるときは、前項の運営会議の構成員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に規定する所掌事項に関する専門的な調査審議を行わせるため、必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は委員の中から会長が指名する。副部会長は、部会長が会長と協議のうえ、部会員の中から指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、その職務を代理する。

6 部会を構成する者（以下「部会員」という。）は、部会長が指名する者及び部会への参加を希望する者のうち部会長が承認した者とする。

7 部会長は、部会員の中から部会運営委員を指名し、部会の事務局を担当させることができる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障害施策推進課及び目黒区基幹相談支援センターが担当する。

(秘密保持)

第10条 委員、部会員その他の協議会関係者は、正当な理由なしに、会議で取り扱った個人情報その他の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

健康福祉部保健予防課長
健康福祉部障害施策推進課長
健康福祉部障害者支援課長
子育て支援部子育て支援課長
教育委員会事務局教育支援課長